

令和3年4月26日

出版健康保険組合

### 「緊急事態宣言」発令に伴う対応

平素は、当組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症とその変異種における感染拡大に歯止めがかからず、令和3年4月23日付で政府から新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が、1都2府1県（東京都、大阪府、京都府、兵庫県）に再び発令されました。

こうした状況の中、当組合におきましては、加入者の方々の安全な生活や健康の確保を最優先とし、感染予防対策を徹底し、一部業務を下記のとおりとさせていただきます。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 組合事務所における窓口業務について（本部事務所・大阪支部事務所）

加入者の皆様の健康と安全を考慮し、下記の内容で窓口業務を縮小いたします。

令和3年4月26日から令和3年5月11日（状況により期間延長あり）の期間における窓口（受付）時間については10時00分～16時00分までとさせていただきます。なお、感染防止のため郵送での申請にご協力くださいますようお願いいたします。

（注）組合事務所は来館時に手指の消毒を実施しております。本部事務所はサーマルカメラによる検温を実施、また感染予防を図る観点から職員はマスク着用のまま対応させていただきます。

##### 2. 健康管理センターにおける診療及び健診業務について

###### (1) 診療所

感染予防対策を徹底し診療を行います。

（注）状況によって外来枠を縮小する場合があります。ホームページトップ画面の「健康管理センター（診療所）休診・代診」にて、診療科の開設状況を掲載し随時お知らせしておりますのでご確認ください。

(2) 健診業務

新型コロナウイルス感染症対策として、「3密」(密閉・密集・密接)を回避し、受診人数を制限するなど感染防止対策を徹底し実施しております。

3. 健康増進センター「すこやかプラザ」における臨時休業について

令和3年4月27日から令和3年5月11日までの間(状況により期間延長あり)臨時休業とさせていただきます。

4. 保養施設について

「京都すみのくら」は令和3年4月27日～令和3年5月12日までの間、新規の利用申込は休止とさせていただきます。また、「ホテル&リゾート京都宮津」は令和3年5月5日～令和3年5月12日までの間、臨時休館とさせていただきます。

以上